

議案第20号

特別会計公共用地先行取得事業条例案

特別会計公共用地先行取得事業条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 特別会計公共用地先行取得事業条例

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、公共用又は公用に供する土地を先行して取得する事業の円滑な運用及び経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

**第2条** この会計においては、財産収入、一般会計繰入金、市債及び附属諸収入をもってその歳入とし、用地取得費、市債の元利償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。